

## 別紙 4 道路拡幅整備工事仕様書

### 1 基本事項

- (1) 「京都市宅地開発要綱」, 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」, 「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」, 「京都市道路構造条例」等を遵守する。
- (2) 道路拡幅整備に際しては, 事前に市の関係する部局, 公共施設管理者と十分に協議を行うこと。
- (3) 敷地が接する道路の幅員は6 m以上とし, 6 mに満たない部分は当該敷地の反対側の道路境界線から6 m以上となるよう, 拡幅整備すること。  
なお,

### 2 道路の仕様

- (1) 市営住宅周囲の道路は, 歩行者が安心・安全に通行できるよう配慮した仕様とすること。
- (2) 敷地南側の道路については, 「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想(平成29年3月策定)」において「生活関連経路」と位置づけられたことから, 歩行空間の明確化といったバリアフリー化事業の対象となる。  
よって, 事業開始後の実施設計業務等における詳細な仕様検討の段階までに, 「道路特定事業計画」が策定された場合は, これに定める仕様等を反映した計画とすること。  
なお, この計画を反映するために, 入札時の提案内容から仕様を変更することが必要となった場合は, 市と協議を行い, 市の承諾の上, その変更を認めるものとする。

### 3 道路拡幅整備の留意点

本事業では, 市営住宅, 公園及び付帯事業用地のそれぞれで完成時期が異なるため, 下記に留意し, 適切に申請手続等を行うこと。

- (1) 本事業では, 道路拡幅整備等の開発工事が完了する前に, 市営住宅の使用を開始するため, 都市計画法第29条に基づく開発許可と合わせて, 同法第37条に基づく承認を得ること。
- (2) 建築基準法第7条に基づく検査に先立ち, 道路拡幅整備工事を完了する必要があるため, 適切に工区設定を行って工事を実施し, 工区毎に完了検査を受けること。

### 4 道路拡幅整備後の移管

当該工事が全て完了した後に, 道路拡幅部分を市に移管するものとする。